

都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）
に関する説明会（多加良浦公園）

1. 開催概要

日時：2018年10月24日（水） 午後7時～午後7時45分

場所：港区 神宮寺小学校体育館

出席者：41人

2. 記録等

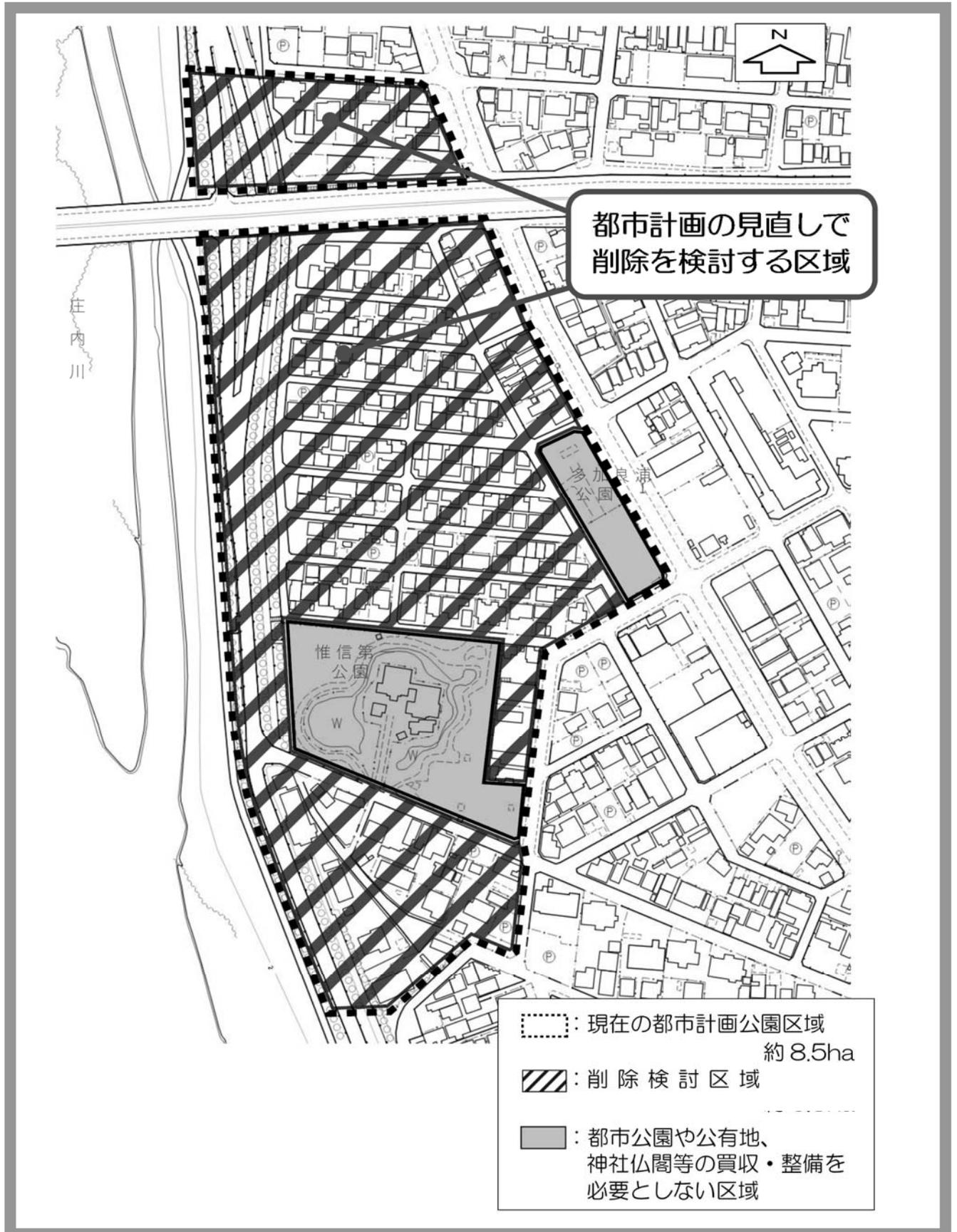
別紙のとおり

3. 結果

説明会でいただいたご意見を踏まえ、以下のような予定で進めてまいります。

時期	事項	内容
2019年度	都市計画の変更 (区域の一部を削除)	変更案の縦覧（意見書の提出） ▽ 都市計画審議会 ▽ 都市計画変更

【参考】多加良浦公園の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）



◎記録等

1. 説明内容

(1) 都市計画と整備プログラムの見直しの必要性について

- ・ 平成 20 年策定の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」に基づき、都市計画の見直しと公園事業を進めてきたが、公園緑地を取り巻く状況が変化したことから、改めて都市計画の見直しや事業着手時期の見直しが必要となった。
- ・ このため、平成 20 年の都市計画の見直しの基本方針をもとに、平成 28 年の名古屋市緑の審議会からの答申の内容を踏まえた新たな視点を加え、平成 30 年 3 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」の策定を行った。

●多加良浦公園について

(2) 現状

- ・ 多加良浦公園は、復興都市計画の中で、昭和 22 年に地区公園として当初の都市計画決定が行われた。
- ・ 計画面積は現在約 8.5ha であり、都市公園として既に利用されている区域、買収を要しない寺社の区域及び事業に未着手の区域がある状況となっている。

(3) 都市計画の見直しについて

- ・ 多加良浦公園については、都市計画の見直しの基本方針のうち、「計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」に該当するため、誘致圏や防災上必要なオープンスペースについて再度検証を行った後、区域の見直しについて検討した。この結果今回の見直しでは、平成 20 年の見直しで削除検討とした区域に加え、宅地となっている区域をすべて削除検討区域とした（「参考」参照）。
- ・ 都市計画公園の区域から削除された場合、都市計画公園内での建築制限がなくなることから、固定資産税・都市計画税における評価額の減価補正がなくなり、一般の土地と同等の扱いとなる。その際には、税負担の急激な上昇を抑えるための負担調整措置がとられることとなる。

2. 主な質疑

質問 都市計画変更は、いつ頃決定されるのか。

回答 明確な時期を申し上げることはできませんが、本日の説明会の中で皆様からご理解が得られましたら、他の公園緑地とあわせて来年度中に手続を進めてまいりたいと考えています。

質問 10年先に引っ越すことになると考えていたので、既に新たな住まいを他の場所に購入してしまった。自分の土地だけ名古屋市に買ってもらうことはできるのか。

回答 10年前には、一部の区域について平成40年度以降に事業着手を行う予定としてご説明しておりました。しかしながら、それから公園緑地を取り巻く状況が変わり、10年前の方針どおりに事業に入っていくことが難しく、今後さらに建築制限をかけ続けるという状況が考えられる中、公園として必要な区域かどうかを再度判断し、今回、宅地区域すべてを削除検討区域としました。10年前の方針を転換し、皆様の生活設計に変更を強いることについて本当に申し訳なく思っております。都市計画公園の区域から削除されると、公園用地として買収しない区域となり、名古屋市が買い取ることはありません。

質問 固定資産税等の評価減がなくなり、一般の土地と同等となるのはいつ頃か。

回答 都市計画公園区域から削除されることで急に固定資産税等が上がるということではなく、評価替えの平成33年時から毎年最大5%ずつ上がっていき、10年程度かけて一般の土地と同等の評価になっていくとお聞きしています。税制面の詳細については、ささしま市税事務所までお問い合わせください。

質問 これ以上の都市計画の変更はないのか、都市計画審議会に変更される可能性はあるのか。市の方針が変更ばかりで不安である。

回答 今回の多加良浦公園の都市計画の見直しについては、既に都市公園となっている区域と整備をしない寺社以外の宅地区域をすべて削除させていただく方針であることから、これ以上の区域変更はないと考えていただいても結構です。都市計画変更については、私どもで結論を出すものではなく、都市計画審議会での審議で決定されることから、必ずこの案で変更になるとは言い切れませんが、この案で変更されるよう手続を進めたいと考えています。

質問 都市計画審議会で結論が出た場合、我々に説明会等での報告は行われるのか。

回答 都市計画審議会の審議を経て、都市計画変更の告示がされれば、地権者の皆様には情報提供させていただきます。